

令和 3 年度  
第 3 回幹事会資料

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会  
令和3年度 第3回 幹事会 次第

日 時：11月12日（金）13:30～  
場 所：松本市梓川公民館 多目的会議室

1 協議事項

- (1) 松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて
- (2) 地域自立支援協議会検討プロジェクト 構成機関の追加について
- (3) 市町村部会 日中サービス支援型共同生活援助事業 事業評価について

2 報告事項

- (1) 松本圏域第5期障害福祉計画 令和2年度報告と課題について
- (2) 令和3年度専門部会及びプロジェクト報告
- (3) 障がい者基幹相談支援センター 令和3年度7～9月分実績報告及び令和3年度前期事業評価
- (4) 障がい者総合相談支援センター 令和3年度7～9月分実績報告及び令和3年度前期事業評価

3 その他

令和3年度 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 年間予定

令和3年度 幹事会 出席者名簿(敬称略)

	所属・職名	氏名	備考
幹事長	塩尻市 健康福祉事業部 福祉課 障がい福祉係 係長	大村 一	
副幹事長	社会福祉法人 信濃友愛会 障害者相談支援センター あいほっと 管理者	臼井 尚子	
副幹事長	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぶ 所長・コーディネーター	寺島 康一	
こども部会長	松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish 療育コーディネーター	池内 泰恵	
地域移行部会長	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	東條 知子	欠席
ぐらし部会長	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	海老原 晴香	
しごと部会長	松本市健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 主査	江原 芳英	
市町村部会長	生坂村 健康福祉課 福祉係長	那須 美穂子	
権利擁護部会	松本市健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 主査	赤羽 浩行	
地域生活支援拠点等事業 プロジェクト	安曇野市 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 係長	田崎 由佳理	欠席
強度行動障害児者支援検討 プロジェクト	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局長	田中 雄一郎	
幹事 地域自立支援協議会検討 プロジェクト	特定非営利活動法人 ケ・セラ 理事長	西村 昭太	
幹事 相談支援体制検討プロジェクト	松本市 健康福祉部 障害福祉課 課長補佐	澤田 昌宏	
幹事	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 所長	大森 将嘉	
幹事	松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish 所長・コーディネーター	川上 巧	
幹事	松本圏域障がい者総合相談支援センター ポイス 所長・コーディネーター	莊司 小夜子	
幹事	社会医療法人城西医療財団 燐メンタルセンター 部長	山本 佳瑞恵	欠席
幹事	一般社団法人 びあねっと・まつもと 理事	百瀬 真文	
幹事	特定非営利活動法人 ハートラインまつもと 常務理事	諫訪 智子	
幹事	社会福祉法人 安曇野福祉協会 常務理事	堀内 猛志	欠席
幹事	社会福祉法人 中信社会福祉協会 さららの里 支援課長	丸山 智史	
幹事	社会福祉法人 りんどう信濃会 穂高悠生寮 支援部長	百瀬 賢一	代理出席 施設長 竹澤 一弘
幹事	社会福祉法人 誠心福祉協会 理事長	関原 史人	欠席
幹事	社会福祉法人 アルプス福祉会 法人理事	中澤 芳江	
幹事	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園 係長	小松 聖司	欠席
幹事	特定非営利活動法人 グループホーム 夢ハウス城山の会 ジーエイチ松原 管理者	五郎丸 優子	欠席
幹事	特定非営利活動法人 グランド・リッシュ 理事長	望月 美輪	
幹事	松本養護学校 教頭	中島 勇吾	
幹事	安曇養護学校 教頭	小池 景子	代理出席 教頭 漆戸 隆司
幹事	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 施設障害福祉係長	清水 史郎	
幹事	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 そよ風の家 管理者	押田 博	欠席
幹事	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局次長	中畑 美津子	
幹事	社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 障がい福祉係主幹係長	馬淵 敏子	欠席
幹事	松本公共職業安定所 就職促進指導官	石川 範子	
幹事	安曇野市 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 課長補佐	小林 成子	
幹事	麻績村 住民課 健康福祉係長	高野 寿美	
幹事	朝日村 住民福祉課 課長補佐	上條 千賀子	代理出席 係長 河西 ひろ子
幹事	山形村 保健福祉課 福祉係 課長補佐	堀 智充	
幹事	筑北村 住民福祉課 係長	洞 圭司	
幹事	松本広域連合 福祉・地域課 審査担当係長	高橋 智一	
幹事	長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 課長補佐兼保健衛生第一係係長	加藤 光恵	
幹事	長野県松本保健福祉事務所 福祉課福祉係 福祉係長	飯島 恵子	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会 課長	奥原 和彦	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会 係長	板花 智美	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会	山口 光代	

## 協議事項 1

松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて

市町村部会  
地域自立支援協議会検討プロジェクト  
相談支援体制検討プロジェクト

### 1 趣旨

松本障害保健福祉圏域（以下、松本圏域と言います。）における自立支援協議会及び相談支援体制について市町村部会で検討した案をもとに、地域自立支援協議会検討プロジェクト及び相談支援体制検討プロジェクトで協議をした結果を報告し、変更案について協議をするものです。

### 2 経過

#### 3. 4. 27 第1回地域自立支援協議会検討プロジェクト

各地域で協議会を設置するにあたっては、設置主体である市町村での検討が必要なことから検討を依頼することになる

#### 7. 29 第1回相談支援体制検討プロジェクト

現状の基幹相談支援センターを分割することは困難であり、地域拠点整備事業等の進捗もみながら段階的な検討が必要

#### 8. 2 第2回幹事会（書面協議）

地域協議会の設置及び相談支援体制の方向性について、市町村部会で案をまとめることを了承

#### 9. 3 第3回市町村部会（web会議）

松本圏域の自立支援協議会及び相談支援体制の方向性について、協議を行い、令和4年度から体制を見直すこととする

#### 10. 7 第4回市町村部会

体制変更についての方向性をまとめ、筑北3村については、安曇野市と共同設置すること、または村直営で設置すること、どちらも課題があるため、3村で再度協議をしていくことになった

#### 10. 14 第3回相談支援体制検討プロジェクト

市町村部会の対応案をもとに、令和4年度の体制及び令和5年度以降の体制について検討した。一部、追加、修正すべき内容は構成員で持ち寄り、継続協議することになった

## 10.20 第3回地域自立支援協議会検討プロジェクト

市町村部会の対応案をもとに、協議会を地域ごとに分割することについて検討。松本保健福祉事務所から県と各圏域自立支援協議会との連携方法についての報告があり、松本圏域自立支援協議会から各エリアの地域協議会へ移行する方向性について了承いただく。

### 3 市町村部会での検討結果

#### (1) 協議会のあり方について

- ア 自立支援協議会は令和4年度から松本圏域を3エリア毎（松本・塩尻・安曇野）に分割する。
- イ 圏域全体の協議の場を作っていく。現在の協議会の規模ではなく、緩やかな圏域連絡会を想定して体制を整える。
- ウ 体制変更については、ロードマップを作成し、年度ごとの全体計画を立てて進める。各協議会の事務局は3エリアの市村と基幹相談支援センターで行う。

#### (2) 相談支援体制について

現在の基幹相談支援センター及び各総合相談支援センターは、市村の委託により事業を実施しているが、

##### ア 基幹相談支援センターについて

- (ア) 松本市、安曇野市は単独で令和4年度から設置運営をする。
- (イ) 塩尻市、山形村、朝日村は一緒に共同設置運営を行う。
- (ウ) 筑北村、麻績村、生坂村は、安曇野市と連携して設置運営、または村単独設置など各村の実情に合う体制を検討し決めていく。

##### イ 総合相談支援センターについて

令和4年度に8市村の委託でなく、各地域で直営または事業所委託ができるよう令和4年度に検討し、令和5年度以降、地域の実情にあった相談体制としていきたい。

### 4 松本圏域自立支援協議会の体制変更案（別紙P4）

8市村（松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、朝日村、山形村、麻績村及び筑北村）で設置している自立支援協議会を令和4年度から各地域に設置。圏域の課題については、緩やかな連絡会体制を整えていく。

#### (1) 松本地域

松本市単独設置

#### (2) 塩尻地域

塩尻市が中心となって朝日村及び山形村と共同設置する。

(3) 安曇野地域

安曇野市単独設置または、村との共同設置の可能性もあり。

(4) 筑北3村（生坂村、麻績村及び筑北村）については、村直営または市との共同設置については今後検討

5 松本圏域相談支援体制の変更案（別紙P5）

(1) 令和4年度の基幹相談、総合相談の体制について

現在の基幹相談支援センター及び各総合相談支援センターは、市村からの委託により事業を実施していますが、

ア 基幹相談支援センターは塩尻エリア、松本エリア、安曇野エリアに分けて設置運営

イ 総合相談支援センターは来年度については体制を維持し、令和5年度以降に体制を見直し

(2) 令和5年度以降の基幹相談支援センター、総合相談支援センターの体制について

ア 基幹相談支援センターは、地域の実情に合った体制を見直しながら進める。

イ 総合相談支援センターは、令和3~4年度に検討し、その結果を踏まえ見直す。

(3) 総合相談支援センターの今後の方向性（市村の考え方）

現在の総合相談支援センターの状況を見極め今後、エリアごとにセンターを分割していく方向で検討したい。

ア 市村の直営または委託のどちらも可能となる。

イ 各指定特定相談支援業所に委託することで、事業所の配置となり、加算算定ができる。

ウ 経験の多い相談員が各事業所に戻ることにより事業所内の人材育成ができる。

(4) 今後の課題

ア 松本圏域共通の課題として、人材育成、情報発信（ホームページ）の方法や主任相談支援専門員の位置付け

イ 基幹相談支援センター、総合相談支援センター、指定特定相談事業所、市相談担当（ケースワーカー）の相談業務の整理、位置づけ

6 今後の対応について

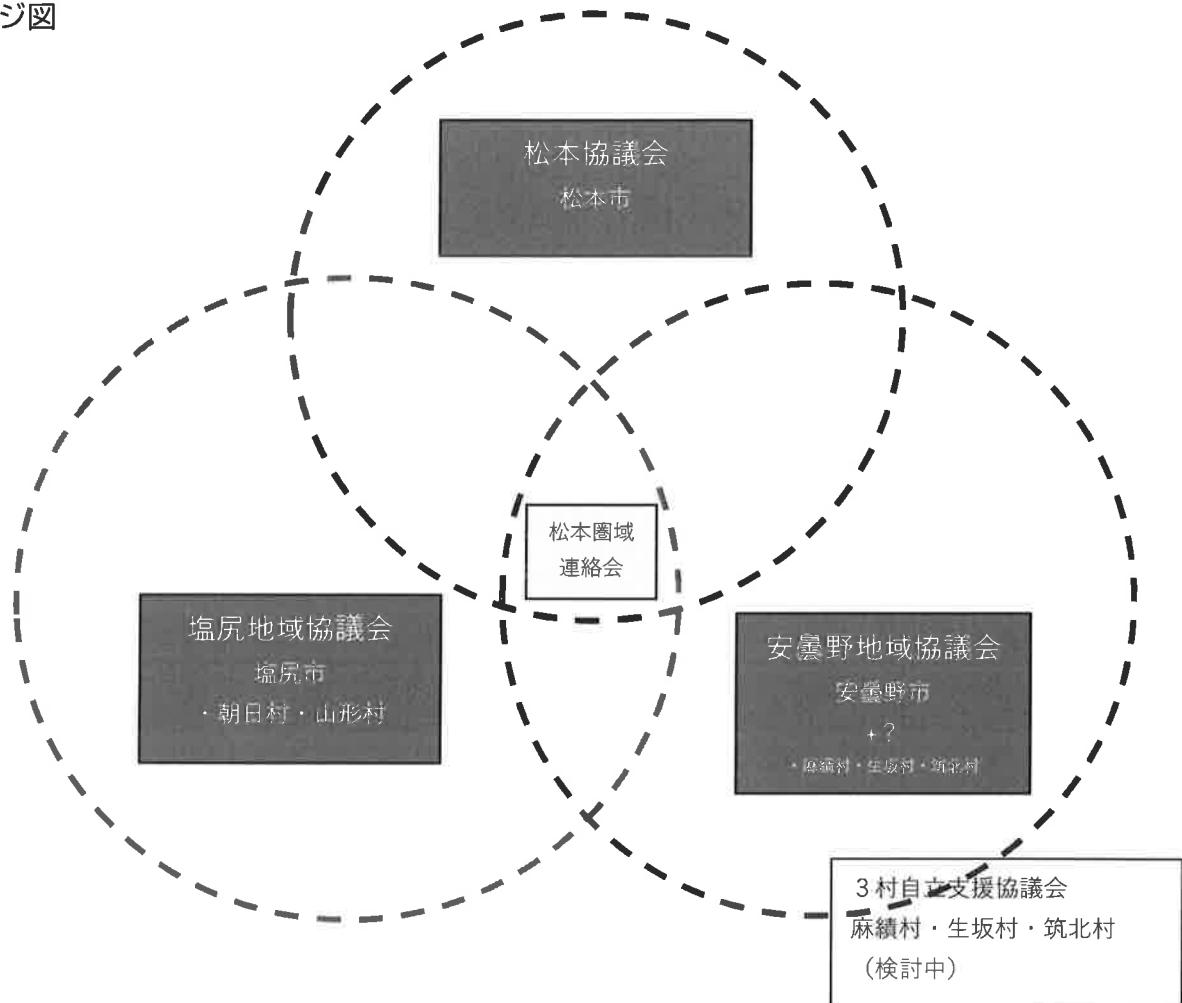
(1) 当会議で変更案について協議後、自立支援協議会で協議します。

(2) 検討中の事項は市村部会、各プロジェクトにて内容を検討し報告します。

(3) 今後の課題については各プロジェクトで継続して協議します。

(4) 令和4年度から協議会及び相談支援体制の移行ができるように進めます。

## イメージ図



圏域	松本圏域連絡会			
要綱	自立支援協議会としてではなく別立てで検討予定。			
事務局	基幹相談支援センター、保健福祉事務所などは事務局という形ではなくリーダー的な役割を担う。			
部会及び プロジェクト	これまでのような部会は設置せず、プロジェクトや会合は必要に応じて地域協議会との連携で開催する。			

各エリア	3村自立支援協議会	安曇野市自立支援協議会	松本市自立支援協議会	塩尻地域協議会（塩尻・山形・朝日）
要綱	それぞれに設置			
事務局	基幹相談支援センター + 行政			
部会及び プロジェクト	それぞれに設置			



長野県自立支援協議会

## 松本障害保健福祉圏域の基幹相談、総合相談の体制について

### 1 令和4年度の体制

	塩尻エリア	松本市	安曇野市
基幹相談支援センター	基幹	基幹	基幹
総合相談支援センター	総合		

- (1) 基幹相談支援センターについては、塩尻エリア、松本市、安曇野市に分けて運営していく。
- (2) 総合相談支援センターについては令和3年度までの体制を維持する。

### 2 令和5年度の体制

< イメージ図 >

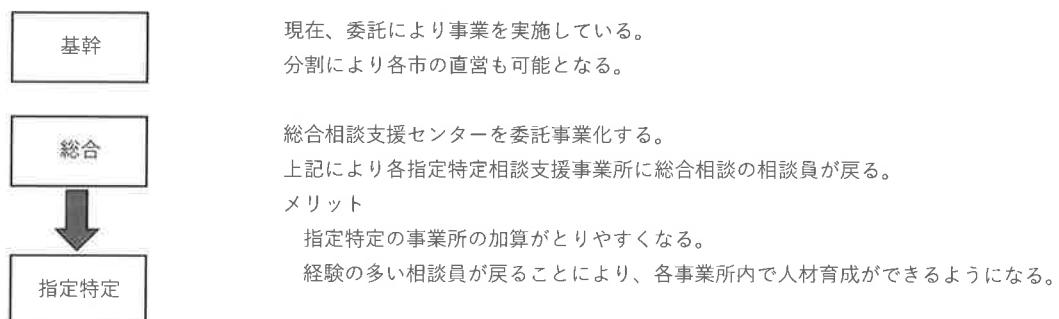
	塩尻エリア	松本市	安曇野市
基幹相談支援センター		基幹	基幹
総合相談支援センター	基幹・総合	委託 (総合)	委託 (総合)
		委託 (総合)	委託 (総合)

( ) は訂正後

- (1) 総合相談支援センターについても各エリアに分割する。
- (2) 基幹・総合センターについて各エリアの実情に合った体制を構築する。
- (3) 課題

松本圏域共通の課題：障害福祉の人材育成、情報発信（HP）等、主任相談支援専門員の位置づけ

### 3 総合相談支援センターの委託事業化



## 協議事項 2

### 地域自立支援協議会検討プロジェクト 構成機関の追加について

地域自立支援協議会検討プロジェクト

#### 1 趣旨

地域自立支援協議会検討プロジェクトの構成機関を1機関追加することについて協議をするものです。

#### 2 追加機関 別 紙 (P 7 )

長野県松本保健福祉事務所 福祉課

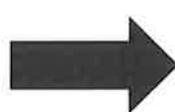
#### 3 追加する理由

令和2年度より開始しました地域自立支援協議会検討プロジェクトでは、これまで重ねた会議で、県内最大の面積と人口規模の圏域協議会をいくつかの地域に分け、地域課題を可能な限り迅速に解決していくことを確認してきました。同時に、圏域単位でなければ解決できない課題もあることから、圏域の協議会の必要性も重要事項の一つとして認識しています。今後、地域協議会が設置された際に、圏域の協議会をけん引するリーダーの一角として保健福祉事務所にも圏域の状況を把握していただきお力添えをいただきたく、当プロジェクトの構成員追加をお願いいたします。

#### 4 今後について

当会議にて協議、承認後、第4回地域自立支援協議会検討プロジェクトから構成機関としてご出席いただくよう依頼してまいります。

地域自立支援協議会検討プロジェクト 構成機関



松本市 障害福祉課	松本市 障害福祉課
安曇野市 福祉課	安曇野市 福祉課
塩尻市 福祉課	塩尻市 福祉課
朝日村 住民福祉課	朝日村 住民福祉課
生坂村 健康福祉課	生坂村 健康福祉課
麻績村 住民課	麻績村 住民課
筑北村 住民福祉課	筑北村 住民福祉課
山形村 保健福祉課	山形村 保健福祉課
基幹相談支援センター	基幹相談支援センター
特定非営利活動法人 ケ・セラ	特定非営利活動法人 ケ・セラ
特定非営利活動法人 ハートラインまつもと	特定非営利活動法人 ハートラインまつもと
社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会
社会福祉法人 山形村社会福祉協議会	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会
社会福祉法人 中信社会福祉協会	社会福祉法人 中信社会福祉協会
社会福祉法人 アルプス福祉会	社会福祉法人 アルプス福祉会
社会福祉法人 信濃友愛会	社会福祉法人 信濃友愛会
社会福祉法人 安曇野福祉協会	社会福祉法人 安曇野福祉協会
松本大学松商短期大学部 経営情報学科	松本大学松商短期大学部 経営情報学科

## 協議事項 3

### 日中サービス支援型共同生活援助事業 事業評価について

市町村部会

#### 1 趣旨

平成 30 年 4 月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により創設された、日中サービス支援型共同生活援助の運営にあたっては、事業者が当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から必要な要望助言を聴く機会を設けなければならないものとすると規定されている。

#### 2 実施要領

別紙のとおり (P 9 ~ P 10 )

#### 3 報告・評価申込書、評価シート、通知書

別紙のとおり (P 11 ~ P 15 )

## 松本圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する実施要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月28日 長野県規則第13号）第54条の11に基づき、日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）の事業の実施状況等を松本障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）へ報告し、協議会から評価等を受けること（以下「評価等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 この評価等の実施主体は、松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村（以下「関係市村」という。）が共同設置する協議会とする。

### （対象者）

第3条 この評価等の対象者は、関係市村に事業所を開設した事業者とする。

### （評価等の目的）

第4条 評価等の目的は、事業所の事業の実施状況等について、事業者が定期的に協議会へ報告し、協議会から評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスを確保し、当該サービスの質の確保を図ることとする。

### （評価等の回数）

第5条 協議会による評価等は、毎年1回以上実施するものとする。

### （評価等の実施方法）

第6条 事業所を開設した事業者は、事業所を開設した日の属する月から12ヶ月を経過した後、日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価シート申込書（様式第1号）により、報告・評価シート（様式第2号）を添えて、翌月10日（10日が休日の場合は翌日）までに、協議会に届け出なければならない。

2 協議会は、前項の依頼を受けたときは、関係市村とともに、速やかに内容を審査の上、評価を行うものとし、必要に応じて事業者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(評価等の結果報告等)

第7条 協議会は、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果通知書（様式第3号）により、報告・評価シートを添えて、協議会における評価等の結果を事業者に提示するものとする。

2 事業者は、協議会における評価等を尊重し、当該サービスの質を向上するように努めるものとする。

(記録の保管)

第8条 協議会は、本要領に係る関係書類を5年間保管するものとする。

(守秘義務)

第9条 本要領の事務に係る者は、評価等の過程で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適正に取扱うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、協議会において定めることとする。

附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

**様式第1号(第6条関係)**

年　月　日

(宛先) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会長様

所在地

事業者名

代表者名

印

日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価シート申込書  
( 年度分 )

日中サービス支援型共同生活援助事業所の事業の実施状況等について、協議会等への報告並びに、協議会等からの評価等につきまして、松本圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する実施要領に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名	新規

※ 今年度初めて提出する事業所については、新規欄に○をつけてください。

2 報告・評価シート

別添のとおり

3 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

## 報告・評価シート

設置主体	名称 所在地		
事業所	名称 所在地		

事業所の 運営方針	(運営規程の抜粋等を記入)
事業内容	事業所開設日 年 月 日 利用者定員 名(短期入所定員 名) 職員数 名(常勤換算後の人數 名)

項目	評価の視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【松本障害保健福祉団域自立支援協議会記入欄】 要望、助言、評価
地域に開かれた 運営	実習生やボランティア等を受け 入れているか。	(受入人数:実人員 名 (受け入れ事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
	地域住民との交流の機会が確保 されているか。	(交流機会の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし

短期入所の併設	地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。	(利用者数) 名	<input type="checkbox"/> 問題なし
	緊急的利用のニーズに対応しているか。	(緊急受入人数) 名 (緊急受入れ事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
支援の実施	重度化・高齢化等のニーズに対応しているか。	(対応事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
	利用者が充実した地域生活を送るために、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	(外出や余暇活動等の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし

支援の質の確保に努めているか。 (資格取得、研修等)	(取得した資格、参加した研修名等)	<input type="checkbox"/> 問題なし
体験的利用のニーズに対応しているか。	(体験利用人数) 名 (体験利用の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
自己決定の支援に努めているか。	(自己決定支援の対応事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
その他		
協議会からの要 望、助言への対 応(2回目以降)	(要望・助言の内容及びその対応)	<input type="checkbox"/> 問題なし

様式第3号(第7条関係)

年　月　日

(宛先) 様

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会長

日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果通知書  
( 年度分 )

年　月　日付で申し込みがありました、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等について結果を通知します。

記

1 評価した事業所

事業所番号	事業所名	事業者名

2 評価結果

別添、報告・評価シートのとおり

3 本件に関する連絡先（協議会事務局）

所属所・係	
担当者名	
連絡先	

## 「第 5 期松本圏域障害福祉計画」令和 2 年度実績と課題について

市町村部会

### 1 趣旨

第 5 期松本圏域障害福祉計画令和 2 年度実績について、幹事会資料 P 18 から P 23 のとおり幹事会に報告をするものです。

### 2 進捗状況

#### (1) 【成果目標 1】について

- 施設入所者の地域生活への移行者数は、目標数 50 人に対し 3 人で、進捗状況は 6% です。  
また、施設退所者の内訳は、先の地域生活への移行者 3 人、入院 2 人、死去 17 人で、施設退所者の合計は 22 人です。
- 入所者は、新規が 13 人で前年度より 10 人の減、合計では 406 人で前年度より 6 人の減となります。
- 就労移行支援事業の利用者数は、目標 117 人に対し 115 人で、進捗状況 98% です。

#### (2) 【活動指標】について

- 日中活動系サービスについて、達成率が就労継続支援（A 型）は 118%、就労継続支援（B 型）は 99%、就労定着支援も 147% と就労系サービスは概ね 100 を超え、前年度に比較し利用が増えました。
- 障がい児サービスについては、児童発達支援が達成率 113%、放課後等デイサービス 141%、障がい児相談支援 139% と、前年度に比較し利用が増えました。
- 短期入所（福祉型）は、前年度に比較し利用者数が減り達成率 57% でした。新型コロナウイルス感染症の影響と思われます。
- 共同生活援助は、前年度と比較し利用が増え、達成率も 108% でした。
- 地域移行支援の達成率は 11%、地域定着支援は 44% の状況でした。

### 3 今後の課題等について

- 施設退所者の退所理由から、障害者支援施設への入所の必要な者が入所できるよう、高齢入所者を高齢者施設へ移行することを検討しても良いのではないか。
- 一般就労への移行を推進するため、就労移行支援利用後の障がい者雇用の受け入れ先の開拓が課題だと考えます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの実績を踏まえ 6 期障害福祉計画において、目標設定を見直しています。

今後、市町村部会で圏域の現状と課題について検討し、第6期障害福祉計画に基づく体制整備を計画的に進めています。

## 第5期障害福祉計画等 令和2年度実績報告 調査票1-1&lt;成果目標1&gt;

団域

松本

## 1. 施設入所者の地域生活への移行

## (1) 令和元年度末の入所者数等(単位:人)

(主たる障がい種別)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病等	合計
令和元年度末(R2.3.31)の施設入所者数	142	270	2	1	415 人

## (2) 令和2年度中に入所施設を退所した人数(単位:人)

(主たる障がい種別)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病等	合計
施設入所支援から直接地域へ移行した人	3	0	0	0	3 人
他施設(障がい)へ	0	0	0	0	0 人
他施設(高齢)へ	0	0	0	0	0 人
入院	2	0	0	0	2 人
死亡	9	8	0	0	17 人
その他	0	0	0	0	0 人
その他の具体的な内容	0	0	0	0	
合計	14	8	0	0	22 人

## (3) 地域生活移行者の具体的な移行先(単位:人) ※(1)における「地域へ移行した人」の内訳

(主たる障がい種別)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病等	合計
自宅(家庭復帰)	2	0	0	0	2 人
単身生活・結婚等(アパート・公営住宅等)	1	0	0	0	1 人
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0 人
GH	0	0	0	0	0 人
福祉ホーム	0	0	0	0	0 人
その他	0	0	0	0	0 人
その他の具体的な内容	0	0	0	0	
合計	3	0	0	0	3 人

2016年度末入所者数(人)	2020年度末移行目標値(人)	2017年度移行者数(人)	2018年度移行者数(人)	2019年度移行者数(人)	2020年度移行者数(人)	第5期障害福祉計画合計利用者数(人)	第5期障害福祉計画達成率(%)
422	50	6	4	2	3	15	30%
	進捗状況	12%	8%	4%	6%		

園域

松本

## (4) 令和2年度中の入所者数(単位:人)

(主たる障がい種別)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病等	合計
令和2年度中に施設に新規入所した人数	8	5	0	0	13 人

## (5) 令和2年度末の入所者数等(単位:人)

(主たる障がい種別)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病等	施設入所者数
令和元年度末(R2.3.31)の施設入所者数	136	267	2	1	406 人

2016年度 入所者数(人)	2020年度末 減少目標値(人)	2020年度 報告入所者数(人)	減少数(人)
422	13	406	16

## 2. 指定特定相談支援事業所の指定状況

(1) 令和2年4月1日現在で事業を実施している事業所数を入力してください。

49	か所
----	----

(2) 令和3年4月1日現在で事業を実施している事業所数を入力してください。

51	か所
----	----

## 3. 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末1か月間の実利用者数(令和3年3月)

115	人
-----	---

2020年度利用者 目標値	2017年度 利用者数(人)	2018年度 利用者数(人)	2019年度末 利用者数(人)	2020年度末 利用者数(人)
117人	83	104	93	115
進捗状況	71%	89%	79%	98%

第5期障害福祉計画 令和2年度実績

松本圏域

1 訪問系サービス

種類	見込むもの	令和元年度末 1月あたりの平均	令和2年度末 1月あたりの平均
居宅介護	利用時間	9,632 時間	9,920 時間
	利用者数	728 人	605 人
重度訪問介護	利用時間	544 時間	611 時間
	利用者数	9 人	5 人
同行援護	利用時間	619 時間	594 時間
	利用者数	68 人	61 人
行動援護	利用時間	1,473 時間	1,426 時間
	利用者数	99 人	79 人
重度障害者等包括支援	利用時間	1,080 時間	1,080 時間
	利用者数	4 人	4 人
訪問系サービス合計	利用時間	13,348 時間	13,632 時間
	利用者数	908 人	753 人
	目標値（時間）	15,897 時間	17,350 時間
	達成率 (%)	84 %	79 %

2021年見込み

16470時間

2 日中活動系サービス

種類	見込むもの	令和元年度 1月あたりの平均	令和2年度末 1月あたりの平均	2021年見込み
生活介護	利用日数	16,348 人日分	15,774 人日分	16,886人日分
	利用者数	906 人	1,106 人	
	目標値	16,784 人日分	17,175 人日分	
	達成率 (%)	97 %	92 %	
自立訓練（機能訓練）	利用日数	52 人日分	78 人日分	53人日分
	利用者数	3 人	3 人	
	目標値	78 人日分	98 人日分	
	達成率 (%)	67 %	80 %	
自立訓練（生活訓練）	利用日数	395 人日分	383 人日分	407人日分
	利用者数	31 人	31 人	
	目標値	538 人日分	565 人日分	
	達成率 (%)	73 %	68 %	
就労移行支援	利用日数	1,640 人日分	1,846 人日分	1,877人日分
	利用者数	100 人	107 人	
	目標値	1,802 人日分	2,011 人日分	
	達成率 (%)	91 %	92 %	
就労継続支援（A型）	利用日数	2,275 人日分	2,331 人日分	2,619人日分
	利用者数	96 人	134 人	
	目標値	1,874 人日分	1,976 人日分	
	達成率 (%)	121 %	118 %	

第5期障害福祉計画 令和2年度実績

松本圏域			
就労継続支援（B型）	利用日数	18,449 人日分	<b>18,067 人日分</b>
	利用者数	1,143 人	<b>1,161 人</b>
	目標値	17,367 人日分	<b>18,207 人日分</b>
	達成率（%）	106 %	<b>99 %</b>
就労定着支援	利用者数	14 人	<b>22 人</b>
	目標値	11 人	<b>15 人</b>
	達成率（%）	127 %	<b>147 %</b>
療養介護	利用者数	90 人	<b>92 人</b>
	目標値	78 人	<b>79 人</b>
	達成率（%）	115 %	<b>116 %</b>
短期入所（福祉型）	利用日数	730 人日分	<b>584 人日分</b>
	利用者数	125 人	<b>92 人</b>
	目標値	977 人日分	<b>1,030 人日分</b>
	達成率（%）	75 %	<b>57 %</b>
短期入所（医療型）	利用日数	198 人日分	<b>168 人日分</b>
	利用者数	24 人	<b>25 人</b>
	目標値	153 人日分	<b>167 人日分</b>
	達成率（%）	129 %	<b>101 %</b>

3 居住系サービス

種類	見込むもの	令和元年度	令和2年度末	2021年見込み
		1月あたりの平均	1月あたりの平均	
自立生活援助	利用者数	9 人	<b>13 人</b>	14人分
	目標値	8 人	<b>11 人</b>	
	達成率（%）	113 %	<b>118 %</b>	
共同生活援助	利用者数	448 人	<b>467 人</b>	492人分
	目標値	422 人	<b>433 人</b>	
	達成率（%）	106 %	<b>108 %</b>	
施設入所支援	利用者数	411 人	<b>407 人</b>	408人分
	目標値	415 人	<b>411 人</b>	
	達成率（%）	99 %	<b>99 %</b>	

第5期障害福祉計画 令和2年度実績

松本圏域

4 相談支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度末 1月あたりの平均	令和2年度末 1月あたりの平均	2021年見込み
計画相談支援	利用者数	796 人	<b>859 人</b>	875人分
	目標値	774 人	<b>794 人</b>	
	達成率 (%)	103 %	<b>108 %</b>	
地域移行支援	利用者数	2 人	<b>2 人</b>	9人分
	目標値	15 人	<b>19 人</b>	
	達成率 (%)	13 %	<b>11 %</b>	
地域定着支援	利用者数	10 人	<b>12 人</b>	13人分
	目標値	22 人	<b>27 人</b>	
	達成率 (%)	45 %	<b>44 %</b>	

5 障がい児サービス

種類	見込むもの	令和元年度末 1月あたりの平均	令和2年度末 1月あたりの平均	
児童発達支援	利用日数	1,207 人日分	<b>1,266 人日分</b>	1,275人日分
	利用児童数	241 人	<b>243 人</b>	
	目標値	1,056 人日分	<b>1,116 人日分</b>	
	達成率 (%)	114 %	<b>113 %</b>	
医療型児童発達支援	利用日数	4 人日分	<b>8 人日分</b>	4人日分
	利用児童数	1 人	<b>1 人</b>	
	目標値	0 人	<b>0 人</b>	
	達成率 (%)	0 %	<b>0 %</b>	
放課後等デイサービス	利用日数	5,122 人日分	<b>6,094 人日分</b>	5,490人日分
	利用児童数	579 人	<b>669 人</b>	
	目標値	4,171 人	<b>4,312 人</b>	
	達成率 (%)	123 %	<b>141 %</b>	
保育所等訪問支援	利用日数	12 人日分	<b>8 人日分</b>	18人日分
	利用児童数	11 人	<b>8 人</b>	
	目標値	11 人	<b>14 人</b>	
	達成率 (%)	109 %	<b>57 %</b>	
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	2 人日分	<b>8 人日分</b>	19人日分
	利用児童数	1 人	<b>1 人</b>	
	目標値	11 人	<b>51 人</b>	
	達成率 (%)	18 %	<b>16 %</b>	
福祉型障害児入所支援	利用児童数	4 人	<b>5 人</b>	5人分
	目標値	7 人	<b>7 人</b>	
	達成率 (%)	57 %	<b>71 %</b>	

第5期障害福祉計画 令和2年度実績

			松本圏域	
医療型障害児入所支援	利用児童数	16 人	<b>26 人</b>	19人分
	目標値	26 人	<b>26 人</b>	
	達成率 (%)	62 %	<b>100 %</b>	
障害児相談支援	利用児童数	211 人	<b>176 人</b>	202人分
	目標値	152 人	<b>162 人</b>	
	達成率 (%)	139 %	<b>109 %</b>	
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーター	配置人数	0人	<b>0人</b>	0人
	目標値	0人	<b>4人</b>	
	達成率 (%)	0 %	<b>0 %</b>	

## 報告事項 2

### 専門部会・プロジェクト報告

#### 1 趣旨

令和 3 年度 各専門部会及びプロジェクトの取り組み事項について報告するものです。

#### 2 報告内容 (P 25 ~ P 39 )

- (1) 地域移行部会
- (2) くらし部会
- (3) しごと部会
- (4) 市町村部会
- (5) 権利擁護部会
- (6) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト
- (7) 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
- (8) 地域自立支援協議会検討プロジェクト
- (9) 相談支援体制検討プロジェクト

## 地域移行部会 幹事会報告

部会長：東條 知子（ハートラインまつもと）

副部会長：柳澤 忍（松本保健福祉事務所 健康づくり支援課）

紅林 奈美夫（基幹相談支援センター）

### 付託事項

精神科病院からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで
障がい者施設からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
9/15	第3回目  (1) リーフレットの内容について (2) リーフレットの運用方法について (3) その他	(1) リーフレット内容について ・今後の進め方の確認…今後、要領等を作成し、第4回幹事会に協議事項として挙げていく。 ・部会員から挙がった意見をもとに修正版リーフレットの確認を行った。 ・今回のリーフレットは精神科病院からの地域移行の啓発を目的としている為、「施設」という言葉は使わず「病院等」と表現することになった。今後施設からの地域移行を促すものが必要ではないかという意見もあった為、今後の検討事項としていく。  (2) リーフレットの運用方法について ・部会内で出された部会員からの意見をもとに、次回までに要領案をチーム会から提案をして、検討し作成することを確認した。  (3) 次回の部会の開催日については、11/24、25、29、30のいずれかで調整をしていく。

### その他特記事項

## くらし部会 幹事会報告

部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）  
副部会長：小田 美歩（塩尻市 福祉課）

### 付託事項

聞き取り調査結果から見えてきた課題解決のための活動 内容の検討・実施	付託期間	令和4年度第1回幹事会
---------------------------------------	------	-------------

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
9/13	令和3年度 第4回目（Web開催） (1) 幹事会報告 (2) 調査結果から見えてきた課題に 対しての取り組みについて ②報酬と③支援のスキルアップ のグループでの協議 (3) その他	(2) 今回、欠席者の関係で①サービス支給のあり方のグループでの協議を行わず、②報酬と③支援のスキルアップのみ協議を行った。 ②：少しでも報酬をあげるために加算をとれるよう、事業所向けに分かりやすい加算の取り方マニュアル作成・配布、国の管轄外の支援について圏域として新たな制度を作っていくたり、移動支援の報酬を圏域で揃えるよう市町村部会へ投げかける等 ③：事業所間で情報共有が図れ、支援会議で意見が言い合える環境づくりのために多職種での研修の場づくりや居宅介護事業所がスキルアップできるために事業所同士で学び合える場づくり等  次回も引き続き、グループでの協議を進めていく予定。

### その他特記事項

## しごと部会 幹事会報告

部会長：江原 芳英（松本市 障害福祉課）

副部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）

### 付託事項

就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げ	付託期間	令和4年度第1回幹事会
就労系サービスにおける医療的ケアを要する方の受け入れの課題検討	付託期間	令和4年度第1回幹事会

部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
6/16	<p>第2回 しごと部会開催</p> <p>1 アンケート結果の送付について</p> <p>2 就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げについて</p> <p>(1) 開催方法</p> <p>(2) 時期</p> <p>(3) 内容</p> <p>3 その他</p>	<p>2 (1) 開催方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回は圏域全体で開催し、今後、地域毎での開催も検討。</li> <li>・場所は、圏域全体からアクセスが良いところが良い。</li> </ul> <p>(2) 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋頃の開催（9～10月頃）</li> </ul> <p>(3) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いの事業所の特徴やカラーを知るところから始める。</li> </ul> <p>→より多くの事業所がお互いの事業所が分かるように、当日の資料に事業所紹介シートを作成する。</p> <p>【第1回事業所連絡会の流れ（案）】</p> <p>前半：事業所について自己紹介</p> <p>後半：グループワーク…アンケートの結果を元にした話し合い→全体で共有</p>
8/11	<p>しごと部会 就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げコアメンバー会議開催</p> <p>1 案内文・事業所紹介シートの作成</p> <p>2 当日の流れについて</p> <p>3 その他</p>	<p>1 別紙参照</p> <p>2 グループトークのテーマ：</p> <p>　テーマ1 アンケートを元にした事業所で困っていること</p> <p>　テーマ2 連絡会でできること</p> <p>3 コロナの感染拡大の状況によっては延期の方向。レベル4以上は延期とする。</p>

#### その他特記事項

- ・第1回就労継続支援B型事業所連絡会の会場として、令和3年10月21日 松本市総合社会福祉センター 大会議室を予約した。しかし、参加者を募集する9月に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していたため、令和4年1月24日に開催を延期し会場を再予約した。

# 松本圏域就労継続支援B型事業所連絡会のご案内

趣 旨：R2年9月に実施しました『就労継続支援B型事業所における課題抽出のための調査』の結果、就労継続支援B型事業所連絡会の立上げに関して、多くのご希望をいただきました。しごと部会として協議を重ね、事業所の現状把握と課題の抽出と共に圏域全体でその解決のためにどういった取り組みが必要なのか協議ができる場として連絡会を企画しました。

日 時：令和4年1月24日（月） 12時30分～ 受付開始  
13時～15時まで（予定）

会 場：松本市総合社会福祉センター 4階 大会議室  
(松本市双葉4-16)

内 容：前半：事業所紹介  
後半：グループトーク～調査結果を元に～

対 象：松本圏域内の就労継続支援B型事業所

申込方法：別紙参加申込書に必要事項を記入の上、下記の連絡先までメールもしくはFAXにてお申込みください。

申込期限：令和3年12月24日（金）まで

主 催：松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 しごと部会

その他：コロナの感染拡大の状況により、延期になる場合がありますので、ご承知ください。

連絡会に向けて、今後も利用できるように、各事業所を紹介する一覧を作成します（様式は別紙「事業所紹介シート」）。お手数ですが、松本圏域自立支援協議会のホームページ（<https://www.matsumoto-jsk.com>）から様式をダウンロードし、ご記入をお願いします。ご記入後は、データで下記メールアドレスにお送りください。今回、欠席の事業所もぜひお送りいただきますようお願いします。

※データでの送付が難しい場合は、FAXでも受け付けます。

事業所紹介シートは、連絡会にて皆様に配布し、その後、ホームページでも掲載させていただく予定です。

また、自立支援協議会のホームページにある事業所紹介に、事業所の情報を掲載のご希望がありましたら、下記までお問い合わせください。



お申込み・お問合わせ先  
松本圏域障がい者基幹相談支援センター  
担当：海老原  
電話 0263-31-5844（あるふ）  
ファクシミリ 0263-82-8864（あるふ）  
メール alp@azuminofukushi.com

送信先

ファクシミリ 0263-82-8864  
メール alp@azuminofukushi.com

松本圏域障がい者基幹相談支援センター

担当 海老原 宛  
(送信表は不要です)

## 松本圏域就労継続支援 B型事業所連絡会 参加申込書

所属事業所名		申込み担当者	
電話番号		FAX番号	
参加者氏名	職名	備考	

※お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、この参加申込書とは別に「事業所紹介シート」の  
ご記入、ご送付を何卒よろしくお願ひ致します。

1. 施設の名称			
2. 設置・運営主体			
3. 種別			
4. 〒・住所	〒		
5. 電話番号		6. FAX 番号	
7. 利用者の定員		8. 利用者数	
9. 職員数と内訳			
10. 運営上で大切にしていること			
11. 活動内容			
12. 日課			
13. 通所方法			
14. 送迎の有無			
15. 利用者の利用負担			
16. 家族の協力			
17. 収益の還元方法と金額			
18. 今後の事業予定			
19. その他			

【R3年10月現在】

## 市町村部会 幹事会報告

部会長：那須美穂子（生坂村 健康福祉課）

### 付託事項

日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告及び評価シートの作成と調整	付託期間	令和4年第1回幹事会まで
各部会、プロジェクトでこれから挙がってきた事項及び課題について検討を行う	付託期間	令和4年第1回幹事会まで

部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
9/3	第3回目 Web会議 (1) 松本障保健福祉圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制の方向性について (2) 第5期障害福祉計画令和2年度報告と課題について (3) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等について (4) その他 ・地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトより	(1) ア 協議会のあり方について ・エリア毎に分割し、圏域全体の協議の場として少し緩やかな組織を作った方が良いという意見があった。 ・組織改編については、ロードマップを作成し、年度ごとの全体計画を立てて進めるなどの報告があった。 イ 相談支援体制について 今後の運営についての見直しが必要という意見があつた。 ウ 基幹相談支援センターについて ・3市は単独で運営していく方向。 ・山形村、朝日村は、塩尻市と一緒に運営していく方向。 ・筑北村、麻績村、生坂村については、3村で検討することになった。 (2) 第5期障害福祉計画令和2年度実績について、進捗状況の確認と課題の整理を行った。 (3) 実施要領の修正後の確認を行った。 評価者について他圏域を参考にし、事業所の所在地市村と松本保健福祉事務所で評価を行うことになった。 (4) 緊急時空床確保事業について、現在新型コロナ感染症の拡大により、警戒レベルが高い状況で

		の緊急時の受け入れを事業所で不可としている報告を受けた。市町村部会では、警戒レベルに関わらず受け入れができるよう検討依頼をした。
10/7	<p>第4回目</p> <p>(1) 松本障保健福祉圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制の方向性について</p> <p>(2) 「第5期障害福祉計画令和2年度報告と課題」「日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等についての幹事会資料の確認</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者主任研修受講者推薦について</li> <li>・地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトより</li> </ul>	<p>(1) 前回の報告を受け、筑北3村の意向としては、どこかの市と連携をして新たに協議会及び基幹相談支援センターを設置することは難しい。これを踏まえ村直営で設置が望ましいと思うが、課題もあるため今後検討をしていく。</p> <p>(2) 幹事会資料の確認及び修正を行った。</p> <p>(3)</p> <p>ア 相談支援従事者主任研修受講者推薦について 松本圏域基幹相談支援センター機能強化コーディネータ・主任相談支援専門員より相談支援専門員主任研修受講者について検討依頼があった。 今年度は各自立支援協議会及び市町村から推薦者を県に報告することになっており、昨年度の流れから今年度も基幹センターと主任相談支援専門員の協議の中から候補者を市村に示し、市村推薦者にする必要があることを確認し、本部会で協議をすることになった。 本部会で協議の結果、事業所及び本人に受講の意向を確認し、受講の希望があれば、圏域で推薦し自立支援協議会事務局から県へ報告をすることになった。</p> <p>イ 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトより 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトから来年度の緊急時空床確保事業及びひとり暮らし体験事業について、本年度と同程度の予定をしており、それに合わせた予算計上の依頼があった。</p>

#### その他特記事項

基幹相談支援センターの監査について監査員等が定められていなかった為、本部会で協議し事務局監査と一緒に基幹相談支援センターの監査も行うこととなった。

## 権利擁護部会 幹事会報告

部会長：赤羽 浩行（松本市 障害福祉課）

副部会長：秦泉寺 孝（安曇野社会福祉協議会 地域福祉課）

### 付託事項

権利擁護に関する状況調査を行い、課題の抽出を図る	付託期間	令和4年度第1回幹事会
--------------------------	------	-------------

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
10/1	第3回目  (1) アンケート送付について (2) アンケート集計結果について	<p>(1) アンケート送付について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・総計153通（依頼218通）の回答があり、関心の高さが伺えた。</li><li>・アンケート送付を各部会員が担当し、アンケート回答の送付先を松本市役所にしたため、送付先がよいのか問い合わせがあった。</li><li>・自立支援協議会をご存知ない方から怪しまれた。</li><li>・アンケート調査の予算が必要。</li></ul> <p>(2) アンケート集計結果について</p> <p>【入院、入所時の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入院、入所時に身元保証人無しでも、対応している病院等があった。実際にどのように対応をしているのか。</li></ul> <p>【身元保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見人の割合が多かった。また、入院や入所手続きだけでなく、多くの役割を求められる場面が多い。</li></ul> <p>【緊急連絡先】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援者に連絡先を求められるケースもあるが、相談支援専門員が1人の相談支援事業所もあり対応が難しい。</li></ul> <p>【集計方法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・病院と施設では、回答に偏りが見られた。病院、障害、高齢などと、分野別に集計してみてもよいのでは。</li></ul>

### その他特記事項

- ・アンケート結果公表は、第4回幹事会報告後に自立支援協議会ホームページで行う。

## 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田崎 由佳理（安曇野市 福祉課）

サブリーダー：東條 知子（基幹相談支援センター）

### 付託事項

地域生活支援拠点等事業の強化・充実に向けた検討	付託期間	令和6年度第1回幹事会
-------------------------	------	-------------

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
10/1	第3回目 (通常メンバーによるzoom会議) (1) 空床確保事業について (2) 台帳整備について (3) ひとり暮らし体験事業について (4) その他	(1) ・新型コロナの拡大により、感染警戒レベルが高い状況での緊急時の受入れを事業所が不可としている現状について、緊急時の短期入所はレベルに関わらず発生するものであり、受入れも同様に行われるのが前提と確認した。 ・但し、警戒レベルが高い状況での受入れリスクについて検討されていないため、各事業所に受入れの条件等について確認を行う。 ・事業所からの聞き取り後に、警戒レベルが低い状態での受入れと事業開始に向けてのスケジュールも併せて検討する。 (2) ・松本市と安曇野市の進め方について確認した。 (3) ・ひとり暮らし体験事業実施事業所（ハートラインまつもと）から、上半期の利用状況について報告された。

### その他特記事項

- ・第4回目のプロジェクト開催前に、空床確保事業所に対し聞き取りを行う予定。

## 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田中 雄一郎（山形村社会福祉協議会）  
サブリーダー：直井 光世（松本市 西部福祉課）  
東條 知子（基幹相談支援センター）

### 付託事項

松本圏域における強度行動障がい者（児）実態調査	付託期間 令和2年4月～令和4年3月末
地域生活を支えるための社会資源づくりを目指す取り組みの検討と提案	付託期間 令和2年4月～令和4年3月末

### 部会開催内容（10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
10/15	(1) アンケート調査経過報告 (2) 実践事例報告 (3) 行政チーム、事業所チームでの検討	※前回と同様、Webと実会場のハイブリッド方式で開催をした。 (1) 強度行動障害児者支援事業所アンケート調査の中間報告を行った。 在宅でのサービス提供体制等、強度行動障害児者支援の現状について、他圏域などと比較検討できるようなまとめ方を次回会議に向けてコアメンバーで検討することになった。 (2) 実践事例報告：支援経過から集中支援の必要性、在宅支援における人材や拠点、ショートステイの必要性などの学習や共有を行った。 (3) 行政チーム、事業所チームに分かれた検討では、次年度予算を踏まえた事業について情報交換をした。

## 地域自立支援協議会検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：西村 昭太（特定非営利活動法人 ケ・セラ）

サブリーダー：澤田 昌宏（松本市 障害福祉課）

片桐 政勝（社会福祉法人 アルプス福祉会）

### 付託事項

市町村を基本とする複数の地域協議会と圏域協議会に分ける	付託期間	令和4年度第1回幹事会
協議会の運営規定を整備		
構成団体の見直しを行い、多くの事業者や障害当事者が 関われる協議会にする		

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
8/19	(1) 第1回プロジェクト会議からの経過 (2) 市町村部会への打診及び進捗状況 (3) 意見交換 (4) その他	(1) 昨年度議論はできたので、あとは行政の方針を問う段階と感じている。コアメンバーでは3回ほど打合せを行ってきた。 (2) 3市で意見交換を実施した。 ・エリア、部会の位置づけ、県協議会との連携が課題に挙がっている。 ・今後は各市の係長クラスが集まって検討をしていく。事務レベルで検討をして再度打ち合わせをしていく。 (3) ・行政の直営や出向について、リーダシップに関する意見が多くあった。 ・地域協議会同士の連携や圏域協議会の在り方について。 ・既存の社会資源の活用や、来年度以降の事務局体制について。 (4) このプロジェクトが設置された経緯などを確認しながら更に一步進めていきたい。

## 相談支援体制検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：松本市 障害福祉課 澤田 昌宏  
 サブリーダー：総合相談支援センターあるぶ 寺島 康一  
 社会福祉法人信濃友愛会 白井 尚子

### 付託事項

本圏域における相談支援体制について検討をしていく	付託期間	令和4年度 第1回幹事会
--------------------------	------	--------------

### 部会開催内容（令和3年10月25日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
10/14	<p>第3回目</p> <p>(1)令和4年度からの相談支援体制とスケジュールについて</p> <p>(2)相談支援の人材育成について</p> <p>(3)基幹、総合、指定特定、市相談担当（ケースワーカー）の相談業務の整理について</p> <p>(4)その他</p>	<p>(1) 協議会については、市村の方向としては来年度から松本、安曇野、塩尻エリア毎、筑北3村に分割をしていこうという話になっている。また、相談支援体制については、令和4年度から基幹相談支援センターをエリア毎という形にしたい。総合相談支援センターについては令和5年度に体制を見直していきたい。圏域は、緩やかな形で情報共有や連絡のできる体制を考えていきたい。プロジェクトメンバーの意見をもとに修正を行っていく必要がある為、プロジェクトメンバーより意見集約を行った。</p> <p>協議会をエリア毎に分割した際の圏域での情報共有の場、協力体制をどのようにつくるべきかは今後考えていく必要がある。</p> <p>令和4年度以降の相談支援体制とスケジュールの確認と、令和4年～5年度の相談支援体制及びスケジュールについては、各プロジェクトメンバーの所属事業所及び機関に一旦持ち帰り、どのように考えていくのかを次回のプロジェクトで持ち寄り協議を重ねることになった。</p> <p>令和4年度の相談支援体制及び令和5年度以降のスケジュール等については、第3回幹事会で協議することになった。</p> <p>(2) プロジェクトメンバーより意見集約を行った。プロジェクトメンバーからは、相談支援体制を充実していくためにも人材育成を協議する場を圏域で持つてもよいのではないか、人材育成の前</p>

	<p>に人材の確保が課題なのではないか、という意見があった。また、地域の相談支援事業所で人材をいかに育てていくのか、そのためにも総合相談の在り方と一緒に考えていく必要があるのではないかという意見もあった。</p> <p>(3) 協議会を分ける方向を考えると基幹が事務局機能を担う為、基幹、総合、指定特定、市相談担当の業務を明確にしていく必要がある。</p> <p>プロジェクトメンバーより、基幹相談支援センターがどのような仕事をどこで担うのか、整理をしていく必要があるのではないか、基幹と総合の整理を行うことで基幹相談支援センターがどうあるべきかが見えてくるのではないか、再来年度に向けた来年度の体制も意識していく必要があるのでないかといった意見があった。</p> <p>(2) (3) については、各法人からいただいた意見等をもとに次回のプロジェクトで協議を重ねることになった。</p>
--	--

#### その他特記事項

- ・地域自立支援協議会検討プロジェクトの検討協議結果を踏まえながら令和4年度以降の体制について引き続きプロジェクトで協議をしてくことになった。
- ・筑北3村については、困難事例への対応など課題整理があるため、引き続き協議して方向性を深めていくことになった。

### 報告事項 3

障がい者基幹相談支援センター 令和 3 年度 7 月～9 月実績報告と令和 3 年度前期自己評価について

#### 1 楽 旨

令和 3 年度 7 月～9 月までの障がい者基幹相談支援センターの相談実績と令和 3 年度前期自己評価について報告するものです。

#### 2 報告内容 (P 41 ~ P 43 )

- (1) 令和 3 年度 7 月～9 月実績報告
- (2) 令和 3 年度前期自己評価

業務	当初実施予定	基幹主担当	令和3年4月～6月		令和3年7月～9月		前期終活・後期への取り組み	
			相談支援体制の充実強化	Coo	機能強化	適宜	相談支援体制PJIには全職員がメンバーとなり、意見を述べている。地域自立支援協議会PJIとも連動し、各地域の状況等について伝えており、協議を進める立場として参画している。また県自立支援協議会障がい者支援体制機能強化会議にも出席し、他団体の状況や国の動向を情報共有しつつ、松本圏域のあり方、協議の進め方の参考としている。	基本的に引き続き、相談支援体制PJIには参画し、基幹として相談支援体制の充実強化に向け、来年度からの新しい体制がスタートできるよう具体化に向けた提議を行い、協議は関係機関と一緒に進めていく。
医療的ケアのある方の支援の充実	(1) 重症心身障害児者利用事業所連絡会の開催 (2) 重症心身障害児者利用事業所見学会・共生型サービス説明会の実施	(1) 7月 機能強化Coo (2) 8～9月	(1) (2) 共に実施要領や案内文の作成を行ったが、コロナの状況を見て、開催までには至っていない。	(1) (2) 共にコロナの状況を見て、開催までには至っていない。			開催をするにあたり、関係事業所に連絡を取り合い、どのような形であれば、開催が可能かを具体的に検討していく。センターとしてZoomの体制も整つたため活用も検討していく。	
行動障害のある方への支援の充実	(1) 事例検討会・Web開催 (2) 映画上映会・シンボシウム 小規模実施	(1) 年数回 機能強化Coo (2) 年度内	(1) 残度行動障害支援検討PJIで事例検討ができる。だが、コロナの感染拡大状況があり、全体での開催は難しい状況である。(2) コロナの感染拡大状況もあり、具体的な上映機やシンボシウムの開催は難しかつものの強度行動障害支援検討PJIでは、地域として整備すべき資源の課題化ができる。各ケースに基幹センターとして関わることでより大勢の方を巻き込んで、個別の課題を圏域全体として検討する流れにしてきている。	(1) 残度行動障害支援検討PJIで事例検討ができる。だが、コロナの感染拡大状況があり、全体での開催は難しい状況である。(2) コロナの感染拡大状況も有り、具体的な上映機やシンボシウムの開催は難しかつものの強度行動障害支援検討PJIでは、実行委員会を立ち上げ、他機関との協動も検討をしていく。予算があるの映画会の開催に向けては、実行委員会として計画し、地域生活支援のあり方についての学習の機会としている。				
地域生活拠点等の機能の充実	(1) 緊急時対応の整備 登録希望者への聞き取りと台帳整備 (2) ひとり暮らし体験事業 事前会議 振り返り会議の実施	適宜 機能強化Coo	(1) 台帳は教育台帳A1の万でサービス利用をされていない方を優先とし、塩尻市は整備済み。松本市、安曇野市、生坂村は未整備である。他の4市は今のことろ該当者はいない状況。地域生活拠点等整備PJIでは、団域で足並みをそろえ拠点等の整備を進めいくことを確認させていただいている。今年度は体制が整わないので、緊急電話対応は実施していない。(2) コーディネートに関しては3市が行い、5市は基幹センターが行い、引き続き実施している。松本市の方1名と塩尻市の方1名の調整を基幹センターで行い、体験に至っている。安曇野市では、1名が見学につながったが、視覚に不安がある方であつたため、エレベーターがないことも一因となり、体験には至らなかった。	(1) 台帳登録者の拡大や拠点等の面的整備に向けた取り組みは課題でもあるので、引き続き地域生活支援拠点PJIに参画し、基幹センターとして各関係機関と共に整備を進めていきたい。				
園域事業所連絡会の開催	(1) 退院支援関係機関連絡会の開催 (2) 居住支援関係機関連絡会の開催 (3) 児童養護施設との連絡会の開催	(1) (2) 年度内 機能強化Coo (3) 7～8月 次回 2～3月	(1) 基本的な体制は整っているが、コロナの感染拡大状況にて開催が難しい状況であった。個別相談は対応している。 (2) 個別の相談の対応をする中で、各セミナーと各相談支援事業所で課題に感じていることなど意見集約している。 (3) 実施要領、署内文づくり、各機関との調整を行う。	(1) (2) コロナの感染状況を鑑みながら、実施要領の作成や各機関からある課題を集約していく (3) 前期の会を活かして後期も実施していく。				
エリア毎の連絡会開催	(1) 行政との連絡会 (2) 事業所連絡会	適宜 機能強化Coo	(1) 各エリアでの連絡会は行っており、日々の連絡に加え、相談支援体制や地域の課題等について共有し、協議の場として活用ができている。(2) 塩尻地域、安曇野地域アマネジメント連絡会や塩尻地域グループホーム連絡会、塩尻市病院ネットワーク会議、安曇野市障がい児遇所支援事業所連絡会の開催に向け、主任相談支援専門員等と企画を進めている。	(1) 各エリアでの連絡会は継続をしている。(2) の方は比較的Zoom会議にも切り替えることができ、継続ができている。ただ、Zoomに切り替えられない会議については、コロナの感染拡大状況にて中止をしている。松本市ケアマネジメント連絡会に向けた主任相談支援専門員や松本市と打ち合わせを行い、実施内容について決定することができた。だが、コロナの感染拡大状況により、開催を見合わせる結果となつた。また人材育成としては初任研修一ヶ月実習を企画実施した。				
協議会運営	(1) 協議会の運営 (2) ホームページの更新	適宜 Coo	(1) 参画している部会やプロジェクトの運営を行っている。都度、基幹スタッフ会議で共有を図っている。(2) 新規事業所等から問い合わせがあり、随時、対応をしている。ホームページの存在 자체が園域全体に周知されつつある。協議会の議事録等の更新を行っている。	(1) 参画している部会やプロジェクトの運営を行っている。都度、基幹スタッフ会議で共有を図っている。(2) 新規事業所等から問い合わせがあり、随時、対応をしている。ホームページの存在 자체が園域全体に周知されつつある。協議により使いやすく、見やすいホームページとして活用していただけることを目指していく。				



**令和3年度前期事業 自己評価  
松本圏域障がい者基幹相談支援センター**

評価欄の記入 [ ○ 実施できた      △ 実施したが、課題が多い      × 実施できなかった ]  
 後期欄の記入 [ 後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける ]

**取組内容**

1. 相談支援体制の充実に向けた協議	評価	後期
協議会相談支援体制プロジェクトへの参加	○	

2. 医療的ケアのある方の支援の充実	評価	後期
(1) 重症心身障害児者利用事業所連絡会の開催	△	◎
(2) 重症心身障害児者利用事業所見学会兼 共生型サービス説明会の実施	△	◎

3. 行動障害のある方への支援の充実	評価	後期
(1) 事例検討会 web開催	△	
(2) 映画上映会・シンポジウム 小規模実施	×	◎

4. 地域生活拠点等の機能の充実	評価	後期
(1) 緊急時対応台帳の整備	△	
(2) ひとり暮らし体験事業	○	

5. 圏域事業所連絡会の開催	評価	後期
(1) 退院支援関係機関連絡会の開催	×	◎
(2) 居住支援関係機関連絡会の開催	×	◎
(3) 児童養護施設との連絡会の開催	○	

6. エリア毎の連絡会の開催	評価	後期
(1) 行政との連絡会	△	
(2) 事業所連絡会	○	

7. 協議会運営	評価	後期
(1) 協議会の運営	○	
(2) ホームページの更新	○	

**【前期の所見と後期への課題】**

人員が限られている中で事業計画に基づき活動をしてきた。「あるぶ」「ボイス」はスタッフの変更があった中で、上半期は総合相談のバックアップを引き継ぎ行っているところである（個別相談に反映されている部分）。特に、権利擁護に関わるケースや、（強度）行動障がいケース、重度身体障がい者の自立生活支援ケースなどは、地域の社会資源作りや人材育成に関わるケースとして、相談支援専門員や委託相談員とともに支援チーム作りや支援における課題解決を図ってきた。総合相談支援センターや各事業所では抱えきれない困難ケースがあり、そのバックアップの役割が大きいという現状がある。その中で基幹としての支援の終結についても事例を積み重ねていき、役割の整理をしていきたいと思っている。

コロナ禍の中で、前期に取り組みが難しかった企画があるため、後期に重点的に取り組むようにしていきたい。

## 報告事項 4

障がい者総合相談支援センター令和3年度7月～9月実績報告と令和3年度前期自己評価について

### 1 趣 旨

令和3年度7月～9月までの障がい者総合相談支援センターの相談実績と令和3年度前期自己評価について報告するものです。

### 2 報告内容 (P 45 ~ P 56 )

- |                    |              |              |
|--------------------|--------------|--------------|
| (1) 令和3年度7月～9月実績報告 | あるふ・Wish・ボイス | 報告事業所 : Wish |
| (2) 令和3年度前期自己評価    | あるふ・Wish・ボイス |              |

## 総合相談支援センターの状況について <令和3年7月～9月相談実績報告>

松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish

### 1. Wishでの相談実績

- ・障がい別支援延べ人数 知的障害、自閉症等の順に多い。次いで、精神その他、統合失調の順に多くなっている。
- ・年齢階層別支援延べ人数 30～39歳が最も多く、次いで40～49歳、20～29歳、50～59歳の順となっている。
- ・前年度、急激に増加した電話等相談受付件数が前々年度並みに戻ってきている。

#### 相談内容の傾向

##### < 発達障害に関する相談 >

3か月間の新規電話等相談受付件数のうち、全体の約5割（児のみでは実に9割）に相当するのが発達障害児者に関する相談であった。児と者の割合は半々であった。

児の場合は中学生までであれば行政、保育、教育機関との連携で継続ケースとなる場合は少ない。高校生の場合は進路、卒後も含め継続となるケースが出ている。

また、短大や大学の進学後、もしくは卒業後の相談が増加中である。

者の場合は当事者の特性上の相談から就労、家族関係（介護を含む）、金銭管理、精神疾患など相談内容が多様化・複雑化。こちらの支援内容が具体的になると継続相談になるケースもあるが、具体的に援助できることが少なく、当事者自身からのアプローチが途絶えてしまい途切れるケースもある。こういったケースに対してアウトリーチをする余力がない現状である。

児者を通じて専門的な受け皿の必要性を感じる。

##### < 圏域外／他都道府県の相談 >

3か月間の新規電話相談等受付で6件のペースで相談あり増加中。社会資源の量が他圏域に比べ多いことや、規模の大きい病院もあることも影響していると思われる。圏域外、他都道府県の関係機関による支援ができないため、連絡を取り合いながら、Wishエリア内の方と同等の支援を展開し継続ケースとなる方もいる。圏域の委託相談機関として委託行政外の方への対応が適切なのかどうか迷いながら実施をしている。

##### < 強度行動障害児者の相談 >

1名の方を受け皿不足を補う形で他機関と連携し直接支援を展開中、それが委託相談として適切かどうか迷いながら実施をしている。相談としては、者が来年度の受け

皿のないままの状態の方1名、来年度、児から者に切り替わる方1名同じく受け皿のないままの状態、差し迫った課題を抱える方が続々と控えている状態である。

#### < 住居に関する相談 >

ペースとしては毎月1~2件の相談。病院退院後自宅へ戻れない方、共同生活援助事業所を退所の方、公営住宅の申し込み等の支援、過去にWishの居住支援員が関わったケースの再相談など多様である。一旦支援が開始された場合の業務量は多い。現在の体制では他の相談と並行しての負担は大きく、迅速の対応が難しい。居住に関する支援に特化したスタッフのニーズはあるのではないかと感じる。

## 2. 総合相談支援（圏域全体）の相談について

### ・重度訪問介護事業について

重度心身障害の方だけでなく、強度行動障害にも対応する事業所が圏域内で事業展開されている。施設入所支援、短期入所、生活介護、行動援護の対象者ではあるが受け皿不足もあり、当事者は在宅で過ごす時間も多く、家族の介護負担も多くなってしまう方々である。この事業が選択肢として追加されることで当事者の社会参加の機会の増進、また家族の介護負担減少などに繋がる可能性も出てきた。事業所や行政、基幹相談支援センターと連携し、当該事業の利用をスムーズに提案できると良い。

## 障害別

[延人数]

障害程度	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	高次脳機能障害	知的障害	自閉症等	ADHD	アスペルガー	LD	知的その他	統合失調	人格障害	神経症	うつ	依存症	精神その他	重複(身体)	重複(身心)	重複(精神)	重複(知能)	特定疾患	難病	不明	計
重度	1			7	6	12	2		2	24							1							55	
中度			6		15	7	22		3	110			10		14						11			198	
軽度					95	8	9			6						2								120	
不明			3		1	17	6	18			13			9	9								82	158	
計	1	3	6	7	117	44	15	42		11	147			19	25		1			11	82		531		

## 年齢階層別

[延人数]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	不明								計
																	1	23	46	111	136	77	55	751

## 活動内容別

活動内容1	延人数	活動内容2	延人数
家庭訪問	16	個別相談	367
他機関訪問	11	連絡調整	136
来所	29	関係者会議	16
同行	12	直接支援	41
電話	183	モニタリング	1
メール・FAX	2	当事者会等参加	
個別支援会議	12	社会資源	2
関係機関との連携	305	研修会等参加	3
情報収集・情報発信	1	研修会等運営・講師	
その他	16	会議参加	9
		会議運営	8
		その他	4
計	587	計	587

## 相談内容別

相談内容1	延人数	相談内容2・3	延人数
福祉サービスに関すること	259	福祉サービスに関すること	41
障害や病状の理解に関すること		障害や病状の理解に関すること	
健康・医療に関すること	55	健康・医療に関すること	29
情緒・心理に関すること	24	情緒・心理に関すること	7
保育・教育に関すること	35	家族に関すること	31
家族に関すること	30	人間関係に関すること	3
人間関係に関すること		家計・経済に関すること	12
家計・経済に関すること	43	生活技術に関すること	3
生活技術に関すること	9	就労に関すること	15
就労に関すること	26	自立支援協議会に関すること	
余暇活動に関すること		退院・退所支援に関すること	1
権利擁護に関すること		居住支援に関すること	1
年金相談に関すること	20	普及・啓発に関すること	
住居に関すること	8	専門指導・人材育成に関すること	
退院・退所に関すること	2	権利擁護・虐待防止に関すること	
基幹相談支援センター事業に関すること		地域課題・社会資源に関するこ	
総合相談支援センター事業に関すること	41	緊急時対応に関するこ	
その他に関すること	35	台帳整備に関するこ	
		ひとり暮らし体験事業に関するこ	
		その他に関するこ	
計	587	計	147





# 令和3年度前期事業 自己評価 松本圏域障がい者総合相談支援センターあるぶ

評価欄の記入 [ ○ 実施できた    △ 実施したが、課題が多い    × 実施できなかった ]

後期欄の記入 [ 次年度、優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける ]

	評価	後期
<b>1. 基本方針</b>		
障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。		
<b>2. 事業目標</b>		
(1) 障害者相談支援事業の実施		
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	○	
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。	△	◎
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○	
(2) 相談支援体制の充実		
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	○	
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○	
(3) 関係機関との連携強化		
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	◎
<b>3 コーデネーター事業</b>		
・基本相談（初期相談）及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○	
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○	◎
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○	
<b>4 重点的取り組み</b>		
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。	○	
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○	
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。	○	

<b>5 その他の事業</b>			
(1) 長野県障がい児等療育支援事業			
・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。	○		
・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。	○		
・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。	○		
・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をして行きます。	×	◎	
・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。	○		
・親の会との連携を図ります。	×	◎	
(2) 長野県工賃アップのための福祉就労強化事業			
・事業所が県目標工賃に向かう取り組みを支援します。	○	◎	
・共同受注・共同販売の強化支援し、地域工賃アップ促進を図ります。	○		
・工賃向上策定検証と事業所間連携促進のため、セミナー等を開催します。	○		
・農業者と障がい者就労施設を付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。	○		
<b>6 各センター企画事業</b>			
・児童事業所連絡会を立ち上げ定期的に事業所連絡会を行っていきます。	○		

### 【前期の所見と後期への課題】

#### ＜コーディネーター事業＞

就労、居住、金銭管理、生活困窮、退院支援、8050問題が根底にある相談等、多様な相談傾向となっている。また、普通高校から、これまでサービス利用のない方で、確定診断はないが発達障がいが疑われる方についての進路に関わる相談が増えている。各関係機関と連携を図る中で専門機関への相談につなげると共に、各機関との役割の明確にしながら、継続した相談支援を行っている。

総合相談支援センターとしての機能として、個別相談に対する専門性の強化、個別相談・個別ケースから見い出される地域課題の整理の検討を行っている。地域課題の解決に向けて、筑北三村連絡会の開催を継続している。

後期については、地域間での連携強化・役割の明確化を踏まえ、安曇野市と総合相談との連絡会の開催、安曇野市と筑北三村との協議の場を検討していきたい。

コロナ感染拡大に伴い、対面での会議自粛（Web会議実施）、個別相談への対応に関しては電話中心の対応となり、通常の対応から切り替えなければならない支援が多くあった。だが、相談支援事業所・行政等の各機関と連携をより密に図ることにより、各所で役割分担をしていただくことで、滞りなく、ご本人への相談支援を継続することができた。

#### ＜障がい児等療育支援事業＞

コロナ感染拡大のため、認定こども園や保育所で外部支援者の受け入れを延期や中止、外部専門家と同行ができる等もあり、年度当初計画の施設支援は計画変更を余儀なくされた。

個別の相談では放課後等デイサービス利用のご相談が多く、利用したくても定員がいっぱいで保護者の不安がさらに強まっている。家庭内での子どもの育ちを支える力をつけられるように支援し、子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を与えることと期待される。

#### ＜工賃アップのための福祉就労強化事業＞

コロナ感染症レベル等で事業所で自宅待機が緊急にあり、作業が中止になってしまったが、緊急に他の事業所に集まってもらい、事業所各自の作業調整をして頂き、補う事が出来た。

コロナ感染症レベルに対して、各事業所の方針を取りまとめ、参考にして、今後の作業配分を行う。

**令和3年度前期事業 自己評価  
松本圏域障がい者総合相談支援センターWish**

評価欄の記入 [ ○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかつた ]

後期欄の記入 [ 次年度に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける ]

		評価	次年度
<b>1. 基本方針</b>			
障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。			
<b>2. 事業目標</b>			
(1) 障害者相談支援事業の実施			
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	○		
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。	×		
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○		
(2) 相談支援体制の充実			
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	△		
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	×		
(3) 関係機関との連携強化			
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	◎	
<b>3 コーディネーター事業</b>			
・基本相談（初期相談）及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○		
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	△	◎	
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	△		
<b>4 重点的取り組み</b>			
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。	○		
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○		
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともにに行っていきます。	△		

## 5 その他の事業

### 長野県障がい児等療育支援事業（Wish・あるぶ）

- ・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。 ○
- ・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。 △ ◎
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。 △ ◎
- ・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をして行きます。 ○
- ・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。 ○
- ・親の会との連携を図ります。 × ◎

### 6 各センター企画事業（Wish）※各センター任意表記

- ・本人活動「りんご会」の実施をして行きます。 ×
- ・はっぴいペーパーの製作および発信をして行きます。 ○
- ・Wish主催の親の集まり（たんぽぽ親の会）を実施して行きます。 ○

### 【前期の所見と後期への課題】

#### ○事業計画外

##### ・住所地特例で県外、圏域外から転入される方の支援

遠隔地の自治体や相談機関も都度出向いて支援も困難、エリア内のサービス提供事業所も契約範囲内のサービス提供のみ。委託市村外の対象者であるが、Wishエリア在住の方と同様な支援を展開し、遠隔地の自治体や相談支援機関とWishエリア内のサービス提供事業所のコーディネートに時間を費やしている。信大病院のような拠点病院があることや周辺の他圏域より社会資源があるため、相談も増えている。責任もあいまいなまま委託市村外の支援を展開し続けることは課題ではないかと思いながら対応している。

##### ・強度行動障害の方の日中活動を直接支援

施設入所支援及び短期入所や生活介護、行動援護といった地域の受け皿が不足（および人手不足）により、在宅生活において様々なリスクある対象者を3名体制で直接支援。かろうじて受けて頂いた生活介護事業所の加配職員的な形での支援提供。総合相談だけでなく、特定相談の相談支援専門員、および行動援護事業所も組み合わせ、連携して日中活動を支援。本人の利益に貢献できた一方で、全くの業務外の関わりのため、事故発生時の責任の所在が不明確なままリスクの高い支援をスタッフにも強いてしまっている。支援を展開する中で、確実に対象者への支援はスキルアップするが委託相談が直接支援のスキルアップしたところで支援現場のスキルアップにはつながらないこと、対象者1名に対し費やす時間も多く、本来業務を圧迫している、など様々な課題を抱えながら対応している。

#### ○事業計画

・高校生の支援アプローチがどうあればよいのか、中退してしまうといったんはどことも繋がりがなくなってしまう。中学からの情報の活用方法、学校と行政の連携など検討する場があつてもよいのではないか。在学中に手帳を取るハードルも低くなっている、保護者の自立してほしい=障害者雇用という認識。本人の意思決定の観点から考えるアプローチもあってよいのではないか。

・他2センターと比べ、全体的に相談数多い。住まいの相談の頻度も多く、一件で相当の時間を費やすため、他の相談と並行しての業務は厳しい。当事者会、親の会へのアウトーチの余裕がなく実施できていない。業務の整理が後期の課題である。

・エリア内に計画相談支援事業所が数多くあり、現在バックアップには限界を感じる。サービスにつながった方のアフターフォローの長期化も課題のひとつ。Wishエリア担当の機能強化Co不在の影響もあり、今年度のケアマネジメント連絡については基幹相談支援センターおよび主任相談支援専門員にお任せさせて頂いた。基幹相談支援センターと一緒にしていく必要のある事業というものができているか疑問が残る前期となつた。

・同じフロア内の基幹センターとWishの役割の明確化という部分は昨年度同様のまま今年度迎えており引き続き協議会での検討に参加していく。

・相談の複雑化にともない、個別ケースにおいて保健師、高齢福祉課等との連携が増えている。今後はさらに横断的にしていくといのではないか。

・たんぽぽ親の会参加保護者からの「学びを深めたい」という声が増えている。保護者同士の立場での共感・助言など、親の会ならではの地域での役割を果たせていると感じる。

・本人活動はコロナ感染拡大防止のため、中止相次ぎ実施できていないが、7～8月の2か月間、集まるのではなく立ち寄って少し参加するという企画で楽しんで頂いた。

# 令和3年度前期事業 自己評価 松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス

評価欄の記入 [ ○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった ]

後期欄の記入 [ 後期に優先的に取り組む必要がある事項に○をつける ]

	評価	後期
<b>1. 基本方針</b>		
障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者の等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。		
<b>2. 事業目標</b>		
(1) 障害者相談支援事業の実施		
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	○	
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。	○	
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○	
(2) 相談支援体制の充実		
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	○	
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○	
(3) 関係機関との連携強化		
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	
<b>3 コーデネーター事業</b>		
・基本相談（初期相談）及び継続相談、困難ケースの支援を実施します。	○	
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○	
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○	
<b>4 重点的取り組み</b>		
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。	△	
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○	
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともにに行っていきます。	×	

## 5 その他の事業

(1) 長野県障がい児等療育支援事業 (W i s h ・あるふ)

## 6 各センター企画事業（ボイス）※各センター任意表記

### (1) 企画事業

- ・塩尻地域ケアマネジメント連絡会（毎月開催予定）○
- ・塩尻市療育ネットワーク会議（年4回開催予定）○
- ・塩尻市居宅介護事業所連絡会の開催（年3回開催予定）× ◎

### (2) 連携事業

- ・「塩尻市元気っ子応援事業」への協力○
- ・「塩尻地域障がい者グループホーム連絡会」への参加、協力○
- ・「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力×
- ・「高次脳機能障害グループワーク ピンポンの会」への参加、協力○
- ・「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力○
- ・「精神障がい者ヘルパー研修、ボランティア講座等」への協力○
- ・「塩尻市児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会」への参加、協力×
- ・当事者会・親の会などへの参加協力○
- ・日中活動の場や居場所・仲間づくりの場などについて関係機関と連携し検討を図る△
- ・関係団体等が実施する研修会やセミナーへの参加、協力○
- ・圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力×

### (3) 会議等

- ・朝日村・山形村地域連絡会○
- ・塩尻市と総合相談支援センターとの連絡会×

## 【前期の所見と後期への課題】

別紙参照

## 【令和3年度 障がい者総合相談支援センターボイス 前期のまとめと後期への課題】

### (1) 障がい者相談支援事業の実施から相談の概要

- ・令和3年度の前期では、新規相談が35件あった。 新規相談から継続ケースとなったのは10件。
- ・相談内容としては、日中活動の場に関するものが多くあり、面談を重ねる中で就労継続支援B型事業所等の見学や体験支援を行ったケースがあった。一方、福祉サービスの利用には繋がらないが居場所を必要とする方も多く、特にボイスエリアにおける地域活動支援センター等の社会資源の拡充が必要を感じている。親亡き後のご本人の生活をどうしていけばいいかという、高齢の家族や親せきからの相談もあり、福祉サービスの利用に繋いだ。親が高齢になるまで家族だけで支えてきたケースも多くあり、アウトリーチの拡充に向けて、療育ネットワーク会議等の活用など関係者で検討していきたい。
- ・また、4~6月間の相談支援実績における【直接支援】の活動が全体の件数の2割を占めた。内容とすると、一般就労した方が仕事帰りや休日にボイスに立ち寄り、仕事を頑張っている事を話して安心して帰っていく方、毎日自分の日課を電話で報告し、家族の中での役割を確認して安心する方、就労支援事業所の通所の前後にボイスに立ち寄りスタッフと話す事で気持ちを整理していく方などへの支援です。ボイスだけではなく市内の他機関でも同じような支援をしているところもあり、立ち寄れる場や電話がつながる場がある事は、当事者の皆さんにとって安心した地域であると思う。こういった社会資源を作っていくことや連携すること等、ボイスとしても基幹センターの機能強化コーディネーターと共に検討していきたい。
- ・一般就労されている方からの相談も前期では多く（18名程）あった。相談内容は、グループホーム利用希望、転職相談、SNS上のトラブル、家族とのトラブルなど様々であった。緊急度の高い相談に対しては、行政と連携し訪問対応なども実施した。就労・生活支援センターらいととの連携を取っているケースもある。
- ・養護学校卒業後、障がい福祉サービスが途切れ家族のみの関わりとなってしまったケースでは、家族だけで抱え込まないようにするために、関係者で検討し年金申請支援をきっかけにボイスとの繋がりを作り相談が始まっている。
- ・介護保険2号被保険者の方が障害福祉サービスの利用に伴い、介護支援専門員に計画相談を担つてもらうようなコーディネートを行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大への不安や不安定な天候によるものか、精神的な不安定さを訴える相談も多くあり、医療や行政の保健師などとの連携を取ることが多くあった。

### (2) 相談支援体制の充実 (3) 関係機関との連携 (4) その他取り組み事業

- ・総合相談として受けた相談を計画相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所などに繋ぐことや、関係機関と連携して相談支援の継続を行う事については、チーム作りやバトンタッチを意識して対応してきた。その中で、本人を中心とした輪型の支援していく事の重要性を感じるケースもあり、今後は支援関係者と共有して連携の充実を図っていきたい。
- ・新型コロナウイルス感染対策で、会議等対面で出来ない場合も多くあったが、基幹センターや行政と連携しオンライン会議などの新しい取り組みも実施でき、今後に活かしていきたい。
- ・基幹センターの機能強化コーディネーターとの協働により、企画事業や連携事業を行っているが、個別ケースの課題を地域課題として検討し発信することも総合相談の役割と理解し、相談支援体制の充実にむけて後期も取り組んでいきたい。

## 令和3年度 松本圏域自立支援協議会の年間予定

月	自立支援協議会	幹事会	専門部会 プロジェクト
4			4/21 地域移行部会 4/22 くらし部会 4/27 地域自立支援協議会検討プロジェクト
5		5月28日 第1回幹事会 ・幹事長及び副幹事長の選任について ・議題提起について ・こども部会、くらし部会、しごと部会調査報告 ・専門部会及びプロジェクト報告 他	5/7 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 5/11 市町村部会 5/14 こども部会 5/18 相談支援体制検討プロジェクト 5/20 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 5/27 権利擁護部会 6/4 くらし部会 6/16 しごと部会
6			
7	7月9日第1回 協議会 ・基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、事務局決算について ・第1回幹事会報告 ・巡回評価実施結果報告 ・第1回長野県自立支援協議会報告		7/15 地域移行部会 7/16 くらし部会
8		8月20日第2回 幹事会(書面報告) ・地域自立支援協議会検討プロジェクトからの依頼について ・基幹相談支援センター、総合相談支援センター実績報告	8/4 こども部会 8/6 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
9			9/3市町村部会 9/9 権利擁護部会 9/13 くらし部会 9/15 地域移行部会
10			10/7市町村部会 10/14相談支援体制検討プロジェクト 10/15強度行動障害児者支援検討プロジェクト
11	12月17日 第2回協議会	11月12日第3回 幹事会 ・松本障害保健福祉圏域における自立支援協議会及び相談支援体制の見直しについて ・地域自立支援協議会検討プロジェクト構成機関の追加について 他	11/17 こども部会 11/24 地域移行部会 11/25 くらし部会
12			12/1 権利擁護部会 12/6 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 12/15 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
1		2月上旬頃 第4回幹事会	
2			
3	3月中旬頃 第3回協議会		